

生命保険料控除の拡充

1. 改正のポイント

(1)趣旨・背景

子育て世帯において、生命保険は扶養者に万が一のことがあった際のリスクへの備えとしてニーズがあり、「扶養控除等の見直し」と併せて行う子育て支援税制の一環として、適用限度額を現行の4万円から6万円に引き上げる。

(2)内容

- ① 23歳未満の扶養親族がいる場合には、所得税において**新生命保険料に係る一般生命保険料控除の適用限度額が、現行の4万円から6万円に引き上げられる。**
- ② 旧生命保険料及び上記①の適用がある新生命保険料を支払った場合には、**一般生命保険料控除の適用限度額が、現行の4万円から6万円に引き上げられる。**
- ③ 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の合計適用限度額は現行の12万円から変更されない

2. 適用時期

2026(令和8)年分について適用される。

3. 影響・対応策

一般生命保険料控除、介護保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の12万円から変更されないため、すでに限度額に達している場合は、本改正の影響額がない。

4. 今後の注目点

個人住民税の適用限度額も同じように改正されるか。

生命保険料控除の拡充

(1) 一般の生命保険料(新契約)控除額の計算

【改正前】

年間の新生命保険料	控除額
20,000円以下	新生命保険料の全額
20,000円超40,000円以下	新生命保険料×1/2+10,000円
40,000円超80,000円以下	新生命保険料×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

【改正後(23歳未満の扶養親族あり)】

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000円超	一律60,000円

(2) 控除限度額

区分		限度額(改正前)		限度額(改正後)	
①	一般生命保険料	所得税	4万円	所得税	23歳未満扶養親族あり 6万円
		個人住民税	2.8万円	個人住民税	// 扶養親族なし 4万円
②	介護医療保険料控除	所得税	4万円	所得税	4万円
		個人住民税	2.8万円	個人住民税	2.8万円
③	個人年金保険料控除	所得税	4万円	所得税	4万円
		個人住民税	2.8万円	個人住民税	2.8万円
合計(①+②+③)		所得税	12万円	所得税	合計適用限度額は変更なし 12万円
		個人住民税	7万円	個人住民税	7万円※

※税制改正大綱に個人住民税の記載はない